

平成30年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成30年6月5日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 15時04分
【場所】 教育文化会館 イベントホール

【出席委員】

| | |
|-----------|----------------|
| 教育長 渡邊 直美 | 教育長職務代理者 吉崎 静夫 |
| 委員 前田 博明 | 委員 小原 良 |
| 委員 中村 香 | 委員 高橋 美里 |

【出席職員】

教育次長 小椋 信也
教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子
総務部長 野本 宏一
総務部担当部長 杉本 眞智子
職員部長 小田桐 恵
学校教育部長 市川 洋
健康給食推進室長 金子 浩美
庶務課長 森 有作
庶務課担当課長 瀬川 裕
企画課長 田中 一平
指導課担当課長 稲葉 武
指導課担当課長 加藤 るみ子
庶務課課長補佐 武田 充功
生涯学習推進課長 大島 直樹
調査・委員会担当係長 高橋 勉
書記 茅根 真帆

【署名人】 委員 高橋 美里 教育長職務代理者 吉崎 静夫

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から14時50分までといたします。

3 会議録の承認

【渡邊教育長】

4月の臨時会及び定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それではそのようにいたします。

4 傍聴

【渡邊教育長】

本日は傍聴の申し出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.2は特定の個人が識別され得る情報が

含まれており、公開することにより、個人の権利、利益を害するおそれや事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、議案第22号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、この案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとしてそのように決定いたします。

なお、議案第22号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【渡邊教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により本職から指名いたします。

高橋委員と吉崎委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

【渡邊教育長】

それではまず、報告事項 I に入ります。「報告事項No.1 叙位・叙勲について」でございます。説明を庶務課長にお願いします。

【森庶務課長】

それでは、「報告事項No.1 叙位・叙勲について」、御報告申し上げます。

高齢者叙勲を受けられた方が2名、死亡叙位・叙勲を受けられた方が1名、死亡叙位を受けられた方が1名いらっしゃり、その受章者氏名等につきましては、お手元の資料記載のとおりでございます。

はじめに、高齢者叙勲についてでございますが、渡辺先生におかれましては、昭和23年8月に教職の道を歩み始められ、平成2年に川崎市立鷺沼小学校長として退職されるまでの42年余りの間、教育の発展に御尽力いただきました。川崎市立小学校国語研究会責任委員、同副会長、同会長を歴任され、持ち前の指導力を発揮し、川崎市の国語教育の水準を向上させるとともに、研究会では指導講師としても活躍され、多くの優秀な教員を育てるなど、川崎市の学校教育の充実と発展に貢献されました。

次に、馬場先生におかれましては、昭和23年4月に教職の道を歩み始められ、平成2年に川崎市立大師小学校長として退職されるまでの41年間、教育の発展に御尽力いただきました。川崎市立小学校教育研究会特別活動研究会副会長、会長を歴任され、指導講師として御活躍されました。また、神奈川県立小学校教育研究会特別活動研究会副会長、神奈川県公立小学校長会幹事を務められ、川崎市はもとより神奈川県の学校教育の充実と発展に貢献されました。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。死亡叙位・叙勲についてでございますが、角屋敷先生におかれましては、昭和40年4月に教職の道を歩み始められ、平成10年に川崎市立岡上小学校長として退職されるまでの33年間、教育の発展に御尽力いただきました。神奈川県特殊学級設置学校校長会副会長及び理事として神奈川県内の障害児学級への理解と配慮を著しく向上されるとともに、指導講師として御活躍されました。また、川崎市立小学校長会麻生支部長、麻生区政推進委員、川崎市立小学校長会障害児教育対策部長の要職を歴任され、川崎市の学校教育の充実と発展に貢献されました。

次に死亡叙位についてでございますが、及川先生におかれましては、昭和24年4月に教職の道を歩み始められ、昭和62年に川崎市立王禅寺中学校長として退職されるまでの38年間、教育の発展の御尽力いただきました。川崎市立中学校理科研究会会長及び同副部会長として川崎市の理科教育の推進を著しく向上させるとともに、研究を推進して指導講師として活躍され、多くの優秀な教職員を育てるなど、中学校教育の発展に貢献されました。

いずれの先生方も、その長年の教育功勞に対して、叙位・叙勲を受けられたものでございます。報告事項No.1につきまして以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。

何か、御質問などございますでしょうか。

特によろしいですか。

それでは、報告事項No.1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.1は承認といたします。

8 議事事項 I

議案第16号 平成31年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第17号 平成31年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第18号 平成31年度川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募

集及び選抜要綱について

議案第 19 号 平成 31 年度川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第 20 号 平成 31 年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第 21 号 平成 31 年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱について

【渡邊教育長】

次に議事事項 I に入ります。

「議案第 16 号 平成 31 年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について」、「議案第 17 号 平成 31 年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱について」、「議案第 18 号 平成 31 年度川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について」、「議案第 19 号 平成 31 年度川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について」、「議案第 20 号 平成 31 年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱について」及び、「議案第 21 号 平成 31 年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱について」でございますが、これらはいずれも特別支援学校の入学者の募集及び選抜要綱に関する議案でございますので、一括して審査したいと思いますけれども、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとしてそのように、一括して審議いたします。

では、説明を指導課担当課長にお願いいたします。

【稲葉指導課担当課長】

よろしくお願ひいたします。

では御説明に入らせていただきます。

はじめに、川崎市立特別支援学校の現状について御説明をさせていただきます。別紙の 1 枚ものの資料をごらんください。川崎市市域の特別支援学校所在地を示した地図になってございます。資料の四角囲みで示す学校は、今回の議案として提案させていただく、川崎市立の特別支援学校でございます。それぞれ議案番号もつけてございますので、御確認ください。

なお、グレーの四角印は神奈川県立特別支援学校になり、黒の四角が市立特別支援学校になります。黒の四角をごらんください。南から、川崎区には田島支援学校があり、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門があります。高等部のある本校と、小中学部のある田島支援学校桜校、黒丸印に示す、さくら小学校の敷地内に小学部のさくら分教室があります。

次に中原区に聾学校があります。聾学校は、聴覚障害教育部門の特別支援学校で、幼稚部から高等部までございます。

次に、高津区に中央支援学校がございます。高津区にある本校には、知的障害教育部門の中学

部・高等部と中原区の聾学校内に高等部分教室を設置しております。この他に、黒丸印に示す大戸小学校、稲田小学校の敷地内に、それぞれ小学部の分教室があり、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を設置しております。

特別支援学校高等部の知的障害教育部門につきましては、県教育委員会と連携し、知的障害のある者で、特別支援学校高等部知的障害教育部門への入学を希望する者のうち、志願資格に該当する者は全員受け入れること。ただし、入学希望者の増加が続いているため、志願が一部の学校に集中しないように、在籍している学校と相談しながら志願先を決めていくようにすることが、基本的な考え方となっております。

仮に、志願が一部の学校に集中した場合については、抽選を実施いたします。このことについては、議案第16号の中で御説明申し上げます。

では、はじめに、議案第16号をごらんください。「平成31年度 川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について」御説明いたします。

まず、1の志願資格についてでございますが、前期選抜の志願資格を有するものは、(1)のAからオまでの全てに該当する者といたします。Aは、本人及び保護者が市内に居住する者。イ、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業若しくは修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者、ウ、知的発達の遅滞の程度が、次の①又は②のいずれかに該当するもの、エ、志願しようとする特別支援学校の指定地域又は調整地域居住している者であることとしています。指定地域と調整地域については後ほど御説明いたします。

続いて、オとして、志願しようとする特別支援学校が実施する前期選抜に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者としております。

(2)の後期選抜の志願資格を有する者は、アとして、前期選抜のAからウまでの全てに該当する者。イ、県内の特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の前期選抜を受検した者のうち、入学が決まらなかった者。ウ、特別支援学校が実施する後期選抜に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者としております。

2の募集人数につきましては、県教育委員会と連携を図りながら、今後、志願資格に該当し、特別支援学校への入学を希望する志願者数を把握した上で、教育長が別に定めることとさせていただきます。

2ページをごらんください。

3の志願日程につきましては、志願相談の受付から募集期間まで、前期選抜、後期選抜を含め(1)から(4)までのとおりでございます。

後期選抜につきましては、前期選抜で合格者が募集人数に満たない場合のみ、後期募集を実施し、後期選抜を実施いたします。

4の志願手続につきましては、(1)から(5)までのとおりでございます。

3ページをごらんください。

5の併願の禁止は県立特別支援学校も含め、ごらんのとおりでございます。

6の志願変更についてですが、志願調整期間内に募集人数より志願者が少ない学校への変更に関し認めるといたしております。その際には、指定された書類を新しい志願先に提出する、また、願書提出時に簡易な教育相談を受けることとします。

7の選抜の日時及び場所につきましては、前期選抜は平成30年12月6日木曜日、志願先の特別支援学校で受けることといたします。前期選抜で合格者が募集人数に満たないとき、後期選抜を実施いたしますが、その日時、場所につきましてはごらんのとおりでございます。予備日につきましては、前期、後期ともごらんのよう学校が指定をしております。

8の抽選については、後ほど御説明をいたします。

4ページをおめくりください。

9の前期選抜の内容につきましては、学力検査、体力・運動能力検査、面接等から実施いたします。後期選抜につきましては、学校長が指定する内容といたします。

10の選抜結果の通知、11入学の許可、12入学手続につきましては、ごらんのとおりでございます。

5ページをごらんください。各特別支援学校の知的障害教育部門前期選抜の指定地域・調整地域について御説明いたします。内容は別表のとおりでございます。5ページ上段の別表をごらんください。

田島支援学校につきましては、中原区を調整地域とし、中原区からの志願者の受検を受け入れるものとしております。県立の各特別支援学校におきましても、各学校ごとに指定地域を設定しておりますが、調整地域につきましては、県外のその他の地域としており、県内の全ての県立特別支援学校を志願できる状況になっております。川崎市におきましては、通学の状況や緊急時の避難状況等を鑑み、中央支援学校の希望者が増加していることから、昨年度の選抜より田島支援学校のみ中原区を調整地域とさせていただきました。

次に、受検者数が募集人数を上回った場合の抽選の実施について御説明いたします。抽選は5ページの図にありますように行ってまいります。この抽選の方法は、県と同様の方法でございます。

5ページ中段をごらんください。前期選抜におきまして、田島支援学校につきましては、右側にありますように、指定地域内の居住者で療育手帳A1・A2取得者をaとします。指定地域内の居住者で療育手帳B1の取得者をbとします。cは指定地域内の居住者で療育手帳B2の取得者、dは指定地域内の居住者で、a、b、cに該当しない者及び調整地域内の居住者となります。

左側の①をごらんください。a、b、c、dの受検者の合計がそれぞれの学校が定める募集人数以下であれば抽選を実施いたしません。しかし、②のように、a、bの受検者の合計で募集人数を上回った場合は、bの受検者で抽選を行います。③のように、a、b、cで募集人数を上回った場合にはcで、④のようにa、b、c、dの合計が募集人数を上回った場合にはdの受検者で抽選をしております。

6ページをごらんください。中央支援学校の前期選抜につきましては、田島支援学校と同様でございますが、中央支援学校につきましては、調整地域を設定しておりませんので、dの対象が指定地域内の居住者でa、b、cに該当しない者となります。

抽選の方法につきましては、田島支援学校の前期選抜と同様でございます。田島支援学校及び中央支援学校の前期選抜で抽選に漏れた受検者につきましては、後期選抜に移行することができます。

次に7ページをごらんください。後期選抜についてでございます。

後期選抜は、前期選抜の合格者が募集人数に満たない学校にのみ実施いたします。後期選抜におきましても、志願者が募集人数を上回った場合には抽選を実施いたします。後期選抜につきましては、アは川崎市内の居住者で療育手帳の所得者、イは川崎市内の居住者でアに該当しない者としております。アとイの合計が募集人数以下であれば抽選を実施いたしません。アで募集人数を上回った場合には、アで抽選を実施し、ア、イの合計で募集人数を上回った場合には、イで抽選を実施いたします。

それでは、恐縮でございますが4ページに一旦お戻りいただけますでしょうか。

13のその他でございますが、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を既に卒業又は修了した方で、川崎市立特別支援学校の受検を希望する方は、教育委員会事務局学校教育部指導課支援学校担当に必ず事前相談をしていただくこととします。また、状況によって、希望に添えない場合もありますので、このことについて記載をさせていただいております。

続きまして、議案第17号をごらんください。「平成31年度 川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱について」御説明いたします。

はじめに、川崎市立中央支援学校高等部分教室について説明させていただきます。分教室は、市立聾学校内に平成23年度に開設され、社会人として企業就労を含め、自立した生活を送っていくための社会性、自己管理能力、豊かな心を育てることを目標に、地域や時代のニーズに合った教育を実施しております。

それでは、1の志願資格をごらんください。前期選抜の志願資格を有する者は、次の(1)のAからカまでの全てに該当する者といたします。特に、ウ、軽度の知的障害がある者とし、療育手帳B2を取得できる程度の者、エ、集団学習が可能であり、将来、企業等へ就労を希望する者、オ、自力で通学できる者としております。

後期選抜の志願資格を有する者は、(2)のAからウまでの全てに該当する者といたします。

2の募集地域と募集人数につきましては、川崎市全域を募集地域とし、募集人数は他の特別支援学校同様、教育長が別に定めます。

2ページをごらんください。

3の志願日程、4、志願手続はごらんのとおりでございます。

3ページに移りまして、5の併願の禁止、6、志願変更、7、選抜の日時及び場所は記載のとおりでございます。8、選抜の内容につきましては、学力検査、運動能力検査、作業能力検査、日常生活能力検査、面接等としております。

4ページをごらんください。

9、選抜の結果の通知から12、その他までは記載のとおりであります。

続きまして、議案第18号をごらんください。「平成31年度 川崎市立田島支援学校高等部(肢体不自由教育部門)の入学者の募集及び選抜要綱について」、御説明いたします。

1の志願資格についてでございますが、次の(1)から(4)の全てに該当する者といたします。

(3)につきましては、ア、肢体不自由の状態が補装具の使用によっても、走行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者、イ、肢体不自由の状態がアに掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度の者のいずれかに該当する者と

いたします。

2の募集地域と募集人数につきましては、募集地域は川崎区と幸区の一部となります。募集人数につきましては、状況を把握し、教育長が別に定めるとさせていただきます。

3の志願日程、(1)の志願相談受付期間は記載のとおりでございます。

2ページをごらんください。

4、志願手続、5、併願の禁止、6、選抜の日時及び場所は記載のとおりでございます。

3ページに入りまして、7、選抜の内容につきましては、学力検査、体力検査、体幹・上肢・下肢の運動能力検査、面接等でございます。

8の選抜結果の通知及び通知日から、11、その他までは記載のとおりでございます。

続きまして、議案第19号をごらんください。「平成31年度 川崎市立田島支援学校高等部(訪問教育部門)の入学者の募集及び選抜要綱について」、御説明いたします。

訪問教育とは、通学することが困難な生徒に対して、教員が自宅等を訪問し教育を行うものでございます。

1の志願資格につきましては、次の(1)から(4)までの全てに該当する者でございます。特に、(3)重度の知的障害者、重度の肢体不自由者又は慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物等その他の疾患の状態が継続し、医療又は生活規制を必要とする程度の者で、通学することが困難であると認められ、在宅等での教育を受けることが可能な者としております。

2の募集地域は川崎区と幸区の一部としており、募集人数は教育長が別に定めるといたします。

2ページをごらんください。3の志願日程から、6の志願変更までは記載のとおりでございます。

7の選抜日時及び場所につきましては、学校へ来校することが困難な場合も想定されますので、校長が指定する日時及び場所といたします。

3ページをごらんください。8の選抜の内容から、12、その他までは記載のとおりでございます。

続きまして、議案第20号をごらんください。「平成31年度 川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱について」、御説明いたします。

1の志願資格を有する者は、次の(1)から(4)の全てに該当する者といたします。(1)平成27年4月2日から平成28年4月1日までに生まれた者、(2)原則として本人及び保護者が市内に居住する者、(3)両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者、(4)市立聾学校が実施する「志願資格を確認するための相談」を済ませた者としております。

(2)につきまして、原則としてという表現をいたしましたのは、聾学校は県内に4校しかないため、横浜市に居住する聴覚障害幼児のうち、川崎市に近く、横浜市立ろう学校へ通うことが困難な者が入学する場合があるためでございます。また、逆に本市の聴覚障害幼児・児童が、横浜市立ろう学校や神奈川県立平塚聾学校に入学する場合もあり、神奈川県や横浜市との連携のもとに聴覚障害教育が行われているためでございます。

2の募集地域につきましては、先の理由で原則として川崎市全域とさせていただきます。

3の募集人数は、教育長において別に定めます。

4の志願日程及び受付時間から、2ページ、3ページの12、その他までは記載のとおりでござ

ざいます。

最後に、「議案第21号 川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱について」でござ
います。1の志願資格につきましては、次の(1)から(4)の全てに該当する者といたします。

(1) 原則として本人及び保護者が市内に居住する者、(2) 中学校、義務教育学校、中等教育学
校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業若しくは修了した者又はこれと同等以上の学力が
あると認められた者、(3) 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等
の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者、(4) 市立聾学校
が実施する「志願資格を確認するための相談」を済ませた者としております。

2の募集地域は原則として川崎市全域としております。原則としたことにつきましては、幼稚
部の募集と同じ理由でございます。

3の募集人数は、普通科、ライフクリエイト科ともに教育長が別に定めます。ライフクリエイ
ト科は、生徒の障害状況や多様な進路希望にも柔軟に対応するために、パソコンの技能習得にも
力を入れながら、環境・福祉・リビングデザイン等の広がりを持った教育課程を実施しておりま
す。

4の募集日程及び受付時間から、2ページ、3ページの最後の12、その他までは記載のとおり
でございます。

以上でございますが、今回の要綱につきましては、県教育委員会の方針を踏まえ、協議をした
上で提案をさせていただいております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

議案第16号から議案第21号について説明をいただきました。

全てにつきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

高橋委員どうぞ。

【高橋委員】

特別支援学校への入学の希望者が増えているというお話があったと思うんですけども、施設
の規模はそれほど変わっていないと思うんですが、受け入れの体制みたいなものは大丈夫なので
しょうか。増えていることに対して。

人数は決められるということで、入学希望者を受け入れるっていうことはできるとして、実際
施設とか設備とかのほうの問題の受け入れは大丈夫なんですかという質問です。

【渡邊教育長】

お願いします。

【稲葉指導課担当課長】

説明いたします。

入学希望者が増えているというのは、神奈川全体としては、そのとおりでございまして、年々
そういった、減るということはなく増えております。川崎市域においても、毎年少しずつ全体の

入学希望者は増えているというところでございます。

また、御指摘のありました受け入れの学校につきましては、学校の数という意味では、県立、市立ともに変わっておりませんので、ただ、川崎市といたしましては平成26年から市立田島支援学校大規模改修をして、そこで一旦ある程度の受け入れ人数の増加を図ったところでございます。

また、市立聾学校に設置しております中央支援学校高等部分教室につきましても、8人掛ける2クラスでやってまいりましたが、8人掛ける3クラスに、学年24人という構成に増やして受け入れ数の確保を図ったところでございます。

全体としてそのような努力をしながら、県教委と密に連絡をとりながら希望者を全員受け入れることができるように調整努力を図っているところでございます。

【高橋委員】

しばらくは希望者が、皆さん安心して受け入れていただけるような環境があるということによろしいでしょうか。またどんどん増えたら、また対応を考えられると思いますけれども、もう今少しずつ増えているということだったので、ここ数年ぐらいは希望者が皆さん受け入れていただけるような状況が続くという認識でよろしいでしょうか。

【渡邊教育長】

お願いします。

【稲葉指導課担当課長】

お答えいたします。委員のお話のように、今後も予想といたしましては、少しずつ川崎市域においても神奈川県全域においても、特別支援学校高等部への志願者は増えていくというふうに予測をされております。

その中で神奈川県全体としては、神奈川県立の特別支援学校の新設の予定があと2校ほど残っているようなことと、多様な進路指導を図っていく中で、最近は高等学校等への進学を希望される方の割合なども増えてきているところから、おおむね、今の現状の努力の中で志願者を全員受け入れるということについては、ここ数年においては図られていくところだろうなという予測でございます。

【高橋委員】

ありがとうございます。

【吉崎教育長職務代理者】

質問よろしいですか。

【渡邊教育長】

吉崎委員、どうぞ。

【吉崎教育長職務代理者】

2点あるんですけども、この参考資料の、6個目ですね。この1点はですね、市立田島支援学校のほうのさくら小学校内にある小学部と、田島支援学校の桜校のほうですね、分校のほうにある小・中学校があると思うんですが、これは両方小学部は被ってはいるんですが、この住みわけってどうか、入る人の希望の特色なのか、何か受ける側の違いがあるのか、小学校両方ありますよね。ここはどう違うのかっていうことが1点目です。

同じ話をしていきますと、市立中央支援学校の中高等部と、聾学校内にある高等部、これ高等部が両方被っていますね。先ほどの質問と同じでありまして、この違いは何なのか。

一回見たことあるので何となくわかるんですが、もう一つ説明いただければと思います。この2点です。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

お願いします。

【稲葉指導課担当課長】

御説明いたします。

まず、1点目の御質問の、田島支援学校桜校のほうの小学部とさくら小学校の中にある小学部の分教室との違いでございますが、もともとさくら小学校の中にある小学部につきましては、昨年度までさくら小学校の特別支援学級として設置してございまして、今年度春、30年春から田島支援学校の小学部分教室として改編したものでございます。

同じ特別支援学校小学部としての位置付けでございますが、さくら小学校のほうにつきましては、やはりさくら小学校の児童との交流なども教育課程として設定されておるところや、校舎の中も手狭でございますので、その物理的な環境の中でも十分な教育活動を行えるような方に、よりこちらに入っていただくということ。それから桜校分校のほうにつきましては、やはり施設設備が整っているということと、より柔軟な教育課程で教育活動を日々実践しておりますので、より障害の重度の方とか、個別的な配慮が非常に必要になる方についてはこちらのほうをお勧めをしたり御紹介をしたりしているというような違いでございます。

質問の2点目の、中央支援学校高等部につきましては、聾学校内にある分教室につきましては、先ほどの御説明に中にも入れましたが、知的障害の程度が軽度の方を中心に、将来企業等への就労をある程度目標として3年間の教育課程カリキュラムを進めてございまして、それにより適してそこでの教育を受けていくことで、そのお子さんの充実が図られるような生徒さんの方に受検をしていただけるような御案内をしております。

逆に、中央支援学校高等部の高校のほうは、今は非常に重度の障害の方の割合がとて多くなっておりまして、卒業後は生活介護等を中心とした事業所などに行き先を求められるという方で、50人ほどいる学年の生徒の中で、逆に本校のほうで企業就労される方は3人から5人くらいというような、そういう状態像の違いがある程度影響しております。

【吉崎教育長職務代理者】

よくわかったんですが、もう1点そこで追加なんですが、さくら小学校内にある小学部を出た児童はですね、どこへ進学したらよろしいのでしょうか。

【稲葉指導課担当課長】

同様に、中学校進学の際に、特別支援学校中学部を希望される方で、特別支援学校中学部への就学が適というふうに教育委員会が判断される方につきましては、こちらの桜校の中学部のほうに就学をしていただきます。

また、場合によっては中1の段階で地域中学校の特別支援学級に行かれるという方も、まだそういう事例には至っておりませんが、可能性としてはあるところなのかなということです。

【吉崎教育長職務代理者】

よくわかりました。

追加でもう1点、申し訳ないんですが、さくら小学校内のこの小学部がですね、平成30年度から改正されて、田島支援学校の中に組み込まれた形になっていますね。このことによるメリットって何なのか、また課題が起こっていることはないのか。

【稲葉指導課担当課長】

メリットといたしましては、まずは今までは特別支援学級としての教員配置基準で教員が配置されておりましたので、やはり指導の体制という意味で、厳しいところがありました。特別支援学校の教員配置基準でこの4月からは配置が可能になりましたので、少し教員の数を増やすということができました。そこについてはメリットなのかなというふうに考えています。

デメリットと言うわけではありませんが、課題といたしましては、さくら小学校の中に田島支援学校の職員が同じ職員室の中に、違う所属の職員が場を一にして行うということで、田島支援学校からすると、いわゆる教員の服務管理等の面で、教頭や教頭職がかなり足しげく通っているような事務的な作業をしたり、先生方の様子を見たりというような、管理運営面で離れた場所にあるということでの御苦労というのはあろうかというふうに考えています。

【吉崎教育長職務代理者】

よくわかりました。ありがとうございました。

【渡邊教育長】

他の委員の方はいかがでしょうか。

前田委員どうぞ。

【前田委員】

1つは感想で、1つは確認なんですが、感想のほうは私も宮崎青少年の家で1年間働いていましたので、今御説明の内容がよく理解できました。

中央支援学校の分教室の高等部の方たちが毎年宿泊訓練が行われて、いろいろな活動をお手伝いしましたが、本当にしっかりできていて、本当に就労に向けての訓練をされてるなというこ

と。それから県立高津養護学校の分教室で、川崎北高校の知的障害の生徒さんも宮崎青少年の家でママカフェっていうのを育児のお母さん方に読み聞かせをやる日などに来ていただいて、コーヒーを出したりするんですが、その手伝いをやっていただいてという、こちらも軽い程度でとても助かりました、いろんな意味で。社会に出ていくというような準備で、おっしゃられた先ほどの説明が、「あ、そうだったんだな」ってことを改めて感じました。

それから確認というのは、この入学者の募集及び選抜要綱で、私も現役のときに感じてたんですが、このいわゆる事前の相談というのが非常に大きな意味を持つってことですよね。だから、選抜で試験をやるとはいうけれども、結局いわゆるこの、多いから振り落とすための選抜という意味ではなくて、この選抜の場合には事前相談でしっかりと全員が入れるような、何て言うんですかね、進路の振り分けをしっかりとやって希望に添えるようにというところの理解でよろしいんでしょうかね。

そうすると、例えば昨年度の場合ですと、抽選なしと抽選があった場合っていうのは、どれぐらい、おわかりになる範囲内でいいんですが、例えばこの学校のこの課程は、去年は抽選がなかったとか、その様子が増加しているということですから、例年抽選が多くなっているのか、それとも抽選はそんなにはないのか、その辺、もしおわかりになる範囲内で教えていただければと思います。

【稲葉指導課担当課長】

御説明いたします。

委員の御指摘のとおり、事前の志願相談というところがとても大事なところでございまして、そこでの意味といたしましては、志願資格を満たしているかという意味が大事で、そこは説明させていただいたとおりでありますが、もう1つ示していない部分として、あなたは本当に特別支援学校の高等部で学ぶということの、本当にそういう気持ちがあるのか、ここのこういう学校の特徴を理解してここで3年間勉強して頑張っていこうという、そういうちゃんと気持ちが育っているか、そういうことにつきましても、改めてこのように近い距離で面談を行うことで、その生徒さんの様子などを見させていただいて、必要に応じてその様子などを在籍の中学校に、またフィードバックさせていただくというような、ここには書いていないような意味合いもございます。

それから、抽選についてですが、今正確なデータを、すみません、持っておりませんが、県内全体としては抽選により後期選抜に回る、あるいは後期選抜においても抽選が行われて、なお遠くの学校に入らざるを得ないというような事案はやはり増えてございます。

川崎市域につきましては、抽選のあった年となかった年、例えばこの10年ぐらいさかのぼってみますとなかった年もございますが、最近はやはり2ケース、3ケースぐらいの抽選は川崎市域でも毎年起こっているところでございます。

【前田委員】

ありがとうございました。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

訪問教育部についてお伺いしたいのですけれども。去年のこの案件を見ていったときに、2人ぐらいいらっしやるっていうお話だったんですけれども、今年もそれぐらいいらっしやるのかしらということと、あと、区域が川崎区と幸区のみっていうことですけれども、もしも麻生区、多摩区とかに重度の方がいらっしやったときは、どういうことになるのかっていうことを教えていただきたいです。

【渡邊教育長】

お願いします。

【稲葉指導課担当課長】

御説明いたします。

今のところ、私どものほうでつかんでいる中で、この選抜要綱に基づいて来年度の高等部の訪問教育を御希望されている方については、今のところまだつかんでおりません。現在中学部2年の訪問教育を受けてらっしゃる生徒さんが、高1から通学を御希望されるという情報も聞いておりますので、今のところはまだ川崎市としてはつかんでございません。

それから地域につきましては、幸区の一部から中原区、高津区、宮前区の一部などは同じ当該のような方につきましては県立中原養護学校、それから宮前区の一部と以北、多摩区、麻生区につきましては県立の麻生養護学校のほうに就学をしていただくとか、すみません、市高等部なので進学ですね、進学をしていただくというふうになるかと思えます。

ちなみに、川崎区、幸区の一部といいますのは、これは通学としてお受けしている田島支援学校の通学地域、いわゆる小学校、中学校で言うところの学区的な意味でございますので、学校間でそれぞれ、この地域、実は横須賀線の線と南武線の線というところなんですけど、そこで役割の分担をしています。

【渡邊教育長】

川崎市立と県立とが多分、調整し合って全体をカバーしているという、そういうことですね。小原委員、いかがでしょうか。

【小原委員】

他の委員の方々が話しになっているので、多分大丈夫だと思うんですけど、1点だけちょっと確認させてほしいのは、宮前区に特別支援の学区が市立とかで見当たらないんですけど、ここはあれですよ、県立の高津の分教室があるという状態ですよ。北高のところに。

【稲葉指導課担当課長】

宮前区に特別支援学校がないというのは、これは昭和の時代から含めて、ここに建設がされなかったというところがございますが、特に、じゃあ宮前区の方が不利益を受けるようになってい

るかというとはそうではなくて、宮前区にお住まいで、高等部進学を御希望される方で、条件がきちんとあっている方につきましては、県立高津養護または市立中央支援学校、それから一部県立の麻生養護学校等に高等部についても同じ条件で志願をしていただくということはできますし、委員の御指摘のありました分教室につきましては、こちらは分教室なので志願地域が広がるございまして、今ありました県立高津養護学校、川崎北高校分教室につきましては、横浜市、川崎市全域から志願が可能というルールになってございます。

【小原委員】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

よろしいでしょうか。

それでは採決に入りたいと思います。

まず、議案第16号についてですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第16号は原案のとおり可決いたします。

次に議案第17号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第17号は原案のとおり可決いたします。

次に議案第18号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第18号は原案のとおり可決いたします。

次に議案第19号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第19号は原案のとおり可決いたします。
次に議案第20号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第20号は原案のとおり可決いたします。
次に議案第21号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第21号は原案のとおり可決いたします。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、森庶務課長が説明した。
報告事項 No. 2 は承認された。

10 議事事項Ⅱ

議案第22号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について

【渡邊教育長】

続きまして議事事項Ⅱに入ります。
「議案第22号 川崎市社会教育委員会議専門部会の専門部会委員の委嘱等について」でござ
います。説明を生涯学習推進課長にお願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

それでは、「議案第22号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等」につきまして、御
説明申し上げます。

川崎市社会教育委員会議専門部会委員につきましては、各専門部会の調査・研究がこの4月までに終了しておりますことから、4月24日の教育委員会会議におきまして、平成30年5月1日就任の委員について、委嘱及び任命をいただきましたが、今回は、その後団体等からの推薦をいただいた委員について御審議いただくものでございます。

それでは、議案書を1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。「麻生市民館専門部会」でございます。表の左側には、新たに委嘱等する委員の選出区分、氏名、現職を記載してございます。表の右側には4月24日の教育委員会で御承認をいただきました、委員の氏名等を記載しております。

なお、議案資料として社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等に係る関連法規の抜粋をまとめさせていただきますので、後ほどごらんいただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明いただきました。何か御質問など、ございますでしょうか。

特によろしいようでしたらば、ただいまの議案第22号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第22号は原案のとおり可決いたします。

11 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(15時04分 閉会)